

東京都立中野工科高等学校定時制課程管理運営規程

5中工高第11号

令和5年4月1日

校 長 決 定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立中野工科高等学校（以下「本校」という。）定時制課程の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校定時制課程における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭

主任教諭は、特に高度な知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

総合技術科長、教務部、生徒部及び進路部を置く。

総合技術科長 類型選択指導、学校説明会、体験入学及び課題研究発表会等の運営と調整を所掌する。

教務部 総務、授業時間割の作成・管理、教科書・副教材等の選定作業、管理、教育課程の編成及び実施、成績管理、生徒の在籍管理等、授業評価等、奨学金、学校図書館、募集対策、入学式・卒業式の運営、新入生購入物品の総括、新入生のしおり作成等、時間講師対応等、校内校則の管理等を所掌する。

生徒部 始業式・終業式・修了式等の運営、生徒指導計画の立案・実施、防災、生徒会指導、学校行事、交通安全指導計画の立案・実施等、特別支援教育、生徒指導に関すること、生徒ロッカー、保健指導

計画の立案・実施、給食指導等、生徒の健康管理、衛生・環境美化、学校薬剤師と連携した衛生検査計画の立案・実施及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとのスクールカウンセリング委員会の運営等教育相談に関することを所掌する。

進路部 進路指導計画の立案・実施、進路に関する資料の収集、進路学習、進路指導に関すること及び卒業後の進路フォローアップ等を所掌する。

2 学年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

3 学科

総合技術科を置き、機械類型及び食品工業類型を設ける。

4 教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び工業

5 企画調整会議

6 職員会議

7 委員会

教育課程委員会、図書運営委員会、給食運営委員会、学校保健委員会、ITリーダー会議、業者選定委員会、スクールカウンセリング委員会、いじめ対策委員会、学校サポートチーム、教科書選定委員会、防災教育推進委員会、補助金審査委員会、安全衛生委員会及び改築委員会を置く。

教育課程委員会 教育課程の編成、履修等教育課程に関することを検討し、整理する。

図書運営委員会 図書館の運営に関することを検討し、整理する。

給食運営委員会 給食に関することを検討し、整理する。

学校保健委員会 学校保健活動に携わる人々（教職員・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保護者等）の共通理解を図り、学校保健計画で定めた目標に向かって組織的な活動を行うため、生徒の健康づくりを推進する。

ITリーダー会議 情報機器の購入計画、維持管理に関することを検討し、整理する。校内の情報セキュリティ・個人情報保護に関する対応策を検討する。

業者選定委員会 修学旅行、卒業アルバム等の業者選定に係る業務を行う。

スクールカウンセリング委員会 スクールカウンセリングの充実について検討し、校内の教育相談体制を整える。

いじめ対策委員会 いじめの防止等の対策を検討する。

学校サポートチーム いじめ対策委員会との情報交換、助言、支援を外部委員（中学校校長、保護者、地域消防署職員、地域住民、民生委員等）と行う。

教科書選定委員会 教科書について調査研究し、教科書を選定する。

防災教育推進委員会 学校安全計画を整備し、保護者や地域と連携した避難訓練等を実施する。

補助金審査委員会 補助金申請について審査し、決定する。

安全衛生委員会 産業医を中心に、職場における安全衛生の管理・改善について検討する。

改築委員会 校舎改築に伴い、学科編成や、教室配置など教職員から意見を聞き検討する。

8 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会の目的、構成員、開催については「学校運営連絡協議会設置要綱」による。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生徒導部の所属とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委託された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理、学事及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、東京都立学校の管理運営に関する規則第10条の3に定めた主任、その他校長が必要と認めた者とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記録されているかの確認を受けなければならない。

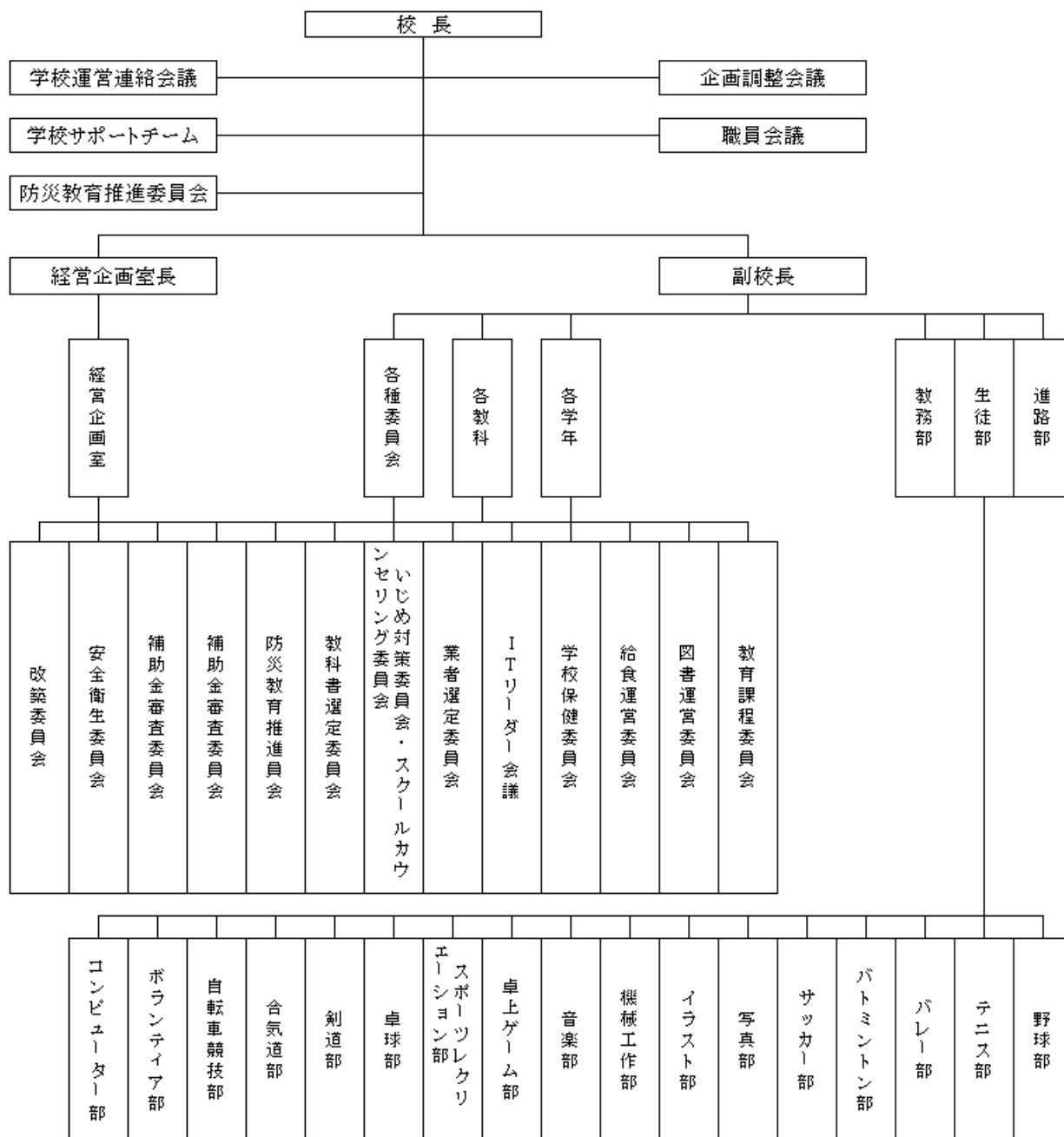
8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 分掌組織

分掌組織は、次のとおりとする。



第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

第17 年間授業計画等の作成

- 1 本校は、年間授業計画（年度ごとの各教科・科目及び各教科以外の教育活動に係る学年別の指導計画をいう。次項において同じ。）を、作成するものとする。
- 2 本校は、年間授業計画に配慮して、週ごとの指導計画を作成するものとする。

附則 この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和元年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。